

## ＜審議の概要＞

（※委員の紹介など、審議に直接関係のない部分を一部、省略しております。）

【会長】： ただいまから、平成27年度第1回福岡市都市計画審議会を始めさせていただきます。と思います。

それでは、まず、本日の出席者数につきまして、事務局からの報告をお願いします。

【都市計画課長】： 委員出席者数は22名であり、都市計画審議会条例第6条第2項に基づき、総数27名の2分の1以上に達しましたので、審議会が成立しておりますことをご報告いたします。

【会長】： それでは、次に、会議録の関係でございます。前回、平成26年度第4回の会議録につきましては、事務局で作成し、委員の皆様へ送付しておりましたところ、会長及び署名委員の確認の上で会議録として確定をいたしましたので、報告させていただきます。

今回の会議録の署名委員につきましては、福岡市都市計画審議会運営要綱第7条第3項という規定に基づきまして、1号委員から、●●委員、2号委員から●●委員をお願いをしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

なお、会議録につきましては、福岡市情報公開条例第7条の各号にございます非公開情報の部分を除きまして公開するものとなっております。委員のお名前を省いた形で市のホームページに掲載いたします。

本日の審議につきまして、12名の方より傍聴の申し出がございました。福岡市都市計画審議会運営要綱第5条第1項の規定に基づきまして、これを許可することとしたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

【会長】： それでは、傍聴者の入場を認めます。

(傍聴者入室)

【会長】： それでは、議案審議に入りたいと思います。

本日の議案といたしましては、「地区計画の決定、地区計画の変更、都市高速鉄道の変更、公園の変更」につきまして、市長からの諮問がございましたので、ご審議をお願いいたします。

それでは、本日の資料につきまして、事務局から説明をお願いします。

【都市計画課長】： 本日お配りしております資料につきまして、ご説明いたします。

上のほうから「会議次第」、「委員名簿」、「座席表」、「都市計画案の縦覧結果について」。

冊子といたしまして、「議案書」、「議案参考資料」をお配りしております。

また、2号委員の全委員と3号・4号委員の新しくご就任いただいた委員の方には辞令書をその下にお配りしております。

本日の資料は以上でございますが、不足等ございませんでしょうか。

【会長】： よろしいでしょうか。それでは、議案審議に入ります。

まず、議案第1号「地区計画の決定」につきまして、事務局のご説明をお願いいたします。

(諮問事項の説明)

【都市計画課長】： それでは、議案第1号の福岡都市計画地区計画の決定につきまして、ご説明いたします。

まず、議案をご覧ください。議案資料の1ページ目から4ページ目までに地区計画の決定の議案を添付しております。

2ページは、今回の香椎照葉三丁目西地区の位置図となっております。都心部から北東へ約9kmに位置しております。

3ページ目は、地区計画の計画書、4ページ目は、地区計画の計画図となっております。

また、これらの議案の概要を議案参考資料にまとめておりますので、説明はこちらの参考資料のほうで行わせていただきます。

それでは、参考資料の1ページをお願いいたします。

今回の香椎照葉三丁目西地区の決定を行いますと、1地区約7.6haが加わり、地区計画の総数は全市で120カ所、面積は約1,369.4haとなります。

参考資料の2ページをお願いいたします。

アイランドシティにつきましては、福岡市の基本計画で「活力創造拠点」に位置づけられており、都市の成長を推進する高度な都市機能が集積した地区を目指し、現在、まちづくりを進めているところでございます。

また、当地区におきましては、アイランドシティ事業計画におきまして、新産業・研究開発ゾーン及び複合・交流ゾーンに位置づけられ、健康・医療・福祉関連分野や研究開発機能の集積を目指しています。

用途地域につきましては、スクリーンをご覧くださいとわかりますように、第2種住居地域に位置しております。

次に、資料下段の1. 香椎照葉三丁目西地区の事業概要をご覧ください。

当地区における施設の立地状況を示しており、青色で示しております①から④につきましては、既に開業している施設、ピンク色で着色しております⑤から⑦の施設につきましては、現在、計画中の施設となっております、主に健康・医療・福祉の関連施設が立地予定となっております。

次に、右側の２．地区計画の概要をご覧ください。地区計画で定める事項を記載しております。

地区施設として、まちかど広場、約100㎡を配置しております。

用途といたしまして、マージャンやパチンコ屋等の遊戯施設、カラオケボックス等の制限。敷地面積の最低限度は500㎡とすること。

壁面位置の制限につきましては、下の計画図に示しております位置において、大きな道路に接した部分に3m、区画道路などに面した部分を2m、南側の緑地に面した部分に1mの壁面後退の制限を行い、より豊かな歩行空間を確保いたします。

その他の制限といたしまして、屋根や外壁等の形態・意匠及び色彩は周辺環境に調和させること。

垣・さくの構造については、生け垣とするなど、緑化に配慮すること。

緑化率の最低限度を20%とすることなどを地区計画で定めることとしております。

なお、本件につきましては、平成27年7月2日から7月16日までの間に、都市計画法第17条に基づく縦覧を行い、縦覧者は9名で、意見書の提出はございませんでした。

以上で、福岡都市計画地区計画の決定の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(諮問事項に関する質疑・意見等)

【会長】： ありがとうございます。ただいま事務局から説明をいただきましたけれども、ご質問、ご意見をお願いいたします。

【委員】： 案の縦覧について、意見はゼロということですが、意見については全然なかったということでしょうか。また、これは全体の規制を強化する地区計画ということでしょうか。

【都市計画課長】： 案の縦覧での意見はゼロということにつきましては、意見が全くなかったということでございます。

また、規制を強化する地区計画でございますが、緩和しているものについては特にございません。

【会長】： そのほかにご意見、ご質問はありますか。

特にご意見のある方はいらっしゃらないようでございますので、原案のとおり承認するというところでよろいでしょうか。

(異議なし)

【会長】： それでは、議案第1号につきましては、原案どおり承認ということにさせ

ていただきたいと思ひます。

続きまして、議案第2号「福岡都市計画地区計画の変更」及び議案第3号「福岡都市計画都市高速鉄道の変更」につきましては、お互いに関連する案件でございますので、一括して説明をお願いします。

それでは、事務局からの説明をお願いします。

#### (諮問事項の説明)

**【都心再生課長】**： 次の天神明治通り地区につきましては、都心部のまちづくりを担当しております都心再生課より説明させていただきます。

議案第2号「福岡都市計画地区計画の変更」について、ご説明いたします。議案書の5ページをお願いいたします。

本日お諮りする地区計画は、資料の表に記載の天神明治通り地区でございます。

6ページをお願いいたします。位置図でございます。

当地区は、都心部の中心部、天神地区に位置しております。また、7ページから9ページに天神明治通り地区の計画書と計画図をおつけしておりますが、議案参考資料にまとめておりますので、そちらのほうをお願いいたします。

参考資料の4ページをお願いいたします。

天神明治通り地区地区計画でございます。4ページから6ページに計画書、7ページから8ページに変更前、変更後の計画図、9ページから10ページには主な変更概要をおつけしております。

計画書及び主な変更概要について、赤字は現在の地区計画を変更する箇所、青字は追加や変更後の内容、黒字は現行のまま変更しない箇所でございます。これらについて、11ページの資料にまとめておりますので、そちらをお願いいたします。

それでは、ご説明させていただきます。

なお、前方のスクリーンも適宜ご参照いただければと思ひます。

資料の左上でございますが、今回、天神明治通り地区の一部である天神1丁目南ブロックにおきまして、計画的な機能更新にあわせた業務・商業等の多様な機能強化や、立体的な歩行者ネットワークの拡充及び、快適で質の高い歩行者空間の創出などを図るため、地区計画の変更手続を進めております。

まず、地区の概要でございますが、今回の変更は地図中青で着色の「天神明治通り地区地区」計画区域のうち、赤で着色の天神1丁目南ブロック約3.1haにおいて、まちづくりの内容を追加変更するものでございます。

用途地域は商業地域、容積率・建ぺい率はそれぞれ800%・80%が指定されております。

続きまして、資料右側、まちづくりの方向性をお願いいたします。

色分けで記載しております主に6つの取り組みを行うものでございます。

お手元資料の図は、当地区のイメージパースを地下レベルもわかるようお

示しております。

まず、ピンク色の欄でございますが、計画的な機能更新と併せた業務機能や商業等多様な機能強化を図るため、アジアビジネス、創業支援、情報発信等、ビル単体にとどまらない、人々の交流を促すような「街の共用部」としての機能を誘導することとしております。

次に、青色の欄でございますが、立体的な歩行者ネットワークの拡充と快適で質の高い歩行者空間の創出を図るため、天神地下街や地下鉄天神駅と接続し、地上部とを結ぶ立体広場や、地下鉄天神駅と市役所ふれあい広場を結ぶ（仮称）因幡町通り地下通路のほか、天神地下街と当該地下通路を結ぶ東西貫通通路の整備を担保することとし、明治通りなどの歩道の高質化等を誘導することとしております。

次に、水色の欄でございますが、円滑で安全な交通環境の形成を図るため、利用しやすい駐輪場の確保や共同荷捌き駐車場の設置などの誘導をすることとしております。

次に、下の緑色の欄でございますが、環境負荷の低減に配慮したまちづくりとして、建築物の環境負荷の低減への取り組みレベルがわかるC A S B E福岡のAクラス以上の建物などを誘導することとしております。

次に、紫色の欄でございますが、連続性と個性が融合したまちなみの形成を図るため、壁面後退により、ゆとりある歩行者環境を形成することとし、沿道や建物壁面等への見える緑化や、建物低層部へのにぎわい施設の導入などを誘導することとしております。

次に、オレンジ色の欄でございますが、誰もが安心して安全なまちづくりとして、耐震性能の向上や防災備蓄倉庫の整備などによる防災性能の向上などを誘導することとしております。

続きまして、資料左下の追加する地区計画の概要をお願いいたします。

表に記載しております「主要な公共施設」として（仮称）因幡町通り地下通路を、「地区施設」として立体広場や東西貫通通路を、「壁面の位置の制限」を緑色の点線で示す位置に2 m定めることとしております。

次に、資料右上になりますが、「建築物等の用途の制限」として、性風俗営業施設、ぱちんこ屋、マージャン屋等を制限するとともに、小規模なものを除く工場用途や最上階及びその直下階以外への住宅用途を制限することとしております。

次に、容積率の最高限度として、指定容積率800%に対し、平成20年策定の都心部機能更新誘導方策に基づき、地上、地下の立体広場や東西貫通通路、セットバックによる歩道状空地の確保等によるまちづくり貢献を評価して、900%としております。

また、都市機能の強化や魅力づくりを誘導するため、集客交流機能等、人々の交流を促すような「街の共用部」の配置や、利用しやすい駐輪場整備、環境配慮や防災性の向上など、具体の建築計画において、さらなるまちづくり貢献を行う場合は、その内容に応じて最大350%を加算し、さらに主要な公共施設である、先ほどの（仮称）因幡町通り地下通路を整備した場合は、

150%を加算できることとしていることから、加算できる容積率の合計は、最大500%となり、900%に加算いたしますと、容積率の上限は最大1,400%としております。

ただし、既存建築物の敷地を除く敷地面積1,000㎡未満の土地では、加算できる容積率の合計は最大100%としており、容積率の上限を1,000%としております。

そのほか、記載しております「壁面の位置の制限」、「建築物の形態又は意匠の制限」を定めることとしております。

続きまして、右下の（仮称）因幡町通り地下通路をお願いいたします。

位置等は先ほどのとおりでございますが、事業主体として、民間事業者による整備・管理とし、補助金の交付を予定しており、今年度予算として設計検討への補助を計上させていただいております。

最後に、スケジュールでございますが、福岡市地区計画等の案の作成手続に関する条例第2条に基づき、平成27年4月3日から16日まで、都市計画原案の縦覧を行った結果、縦覧者は18名、意見書の提出はありませんでした。

また、都市計画法第17条1項に基づき、7月2日から16日まで都市計画案の縦覧を行った結果、縦覧者は14名、意見書の提出はありませんでした。

続きまして、議案第3号「福岡都市計画都市高速鉄道の変更」について、ご説明いたします。

議案書の10ページをごらんください。

10ページ、11ページに計画書、12ページ、13ページに位置図、14ページに計画図をおつけしておりますが、議案参考資料にまとめておりますので、そちらのほうをお願いいたします。

参考資料の12ページをお願いいたします。

福岡都市高速鉄道1号線でございます。12ページ、13ページに計画書、14ページに新旧対照図をおつけしております。

計画書について、赤字は現在の計画書を変更する箇所、黒字は変更後の内容でございます。

また、14ページの新旧対照図について、青色は現行のまま変更しない箇所、黄色は変更により減ずる箇所でございます。これらについて、14ページの新旧対照図でご説明させていただきます。

なお、前方のスクリーンも適宜参照いただければと思います。

天神明治通り地区地区計画に、天神駅に接続する出入り口施設を含む立体広場を地区施設として新たに位置づけることにより、既存の出入り口部分である13番、14番出入り口について、都市計画施設としての位置づけが不要となることから、今回、本案のとおり、都市計画の変更を行うこととしております。

また、今回の変更に合わせて、住居表示の変更に伴う地名の変更を行うこととしておりまして、参考資料の12ページの位置、終点、13ページの位置の赤字の部分に示すとおりでございます。

なお、都市計画法第17条第1項に基づき、7月2日から16日まで、都市計

画案の縦覧を行った結果、縦覧者は13名、意見書の提出はありませんでした。  
以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

(諮問事項に関する質疑・意見等)

【会長】： ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、よろしく願いいたします。

【委員】： 2つ目の議案の方ですけれども、今回、容積の最高限度が最大1,400まで上がるということで、容積に関しては理解できたのですが、この地区は航空法等もありまして、高さの最高限度が制限としてはありますので、それとの関係がどのようになっているのでしょうか。もちろん、この容積というのは階高をどうするかとかによって多少、高さとの関係というのは明確に決まるものではないと思いますけれども、一般的なところで、この1,400%というのが、高さの最高限度との関係でどのような関係にあるのか、教えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

【都心再生課長】： 天神明治通り地区につきましては、昨年11月に、国家戦略特区の関連で、高さ制限のエリア単位の特例承認というのをいただいています、もともとが約67mぐらいの高さ制限だったのですが、市役所の避雷針と同等までの高さということで特例承認をいただきまして、それが約76mでございます。おおよそですが、一般的に17階建てのビルが建つぐらいの高さになりますので、そういったことも踏まえると、容積率に関しても1,400%くらいになるということでございますので、容積率と高さ制限の関係については問題ないと考えております。

【委員】： 恐らく問題はないだろうとは思っていますけれども、その高さ限度ぐらいまで1,400%でいくのか、それともまだ少し容積は余裕があるのか、そのあたりがどうなのかなと思ったものですから。

【都心再生課長】： 階高は、いろいろ考えがあると思いますが、高さが76mあれば1400%の容積率は、十分ではないかと思っています。

【委員】： 大体、ちょうどぐらいという認識でよろしいですか。

【都市づくり推進部長】： 階高によりますが、大体4mぐらいの階高であると、地下2階、地上18階ぐらいまで建てられますので、1,600%ぐらいまで使えますし、階高4.5mぐらいと想定すると地下2階、地上16階ぐらい建てられますので、1,400%ちょっとまで使えますので、余裕はあると思います。

【委員】： はい、わかりました。

【会長】： よろしいですか。ほかに、ご意見、ご質問がある方はいらっしゃいますか。

【委員】： 参考資料の4番の、天神一丁目南ブロックの⑨に、「バスベイの確保やバス停周辺の滞留空間の確保」という表現がありますが、バスカットやバスプールなどという言葉はよく目にしますが、今回、バスベイという表現を使われているのは、何か特別な意味があるのですか。

また、滞留空間の確保ということで連結バス、BRTの運行に対する発着を想定しているのでしょうか。

【都心再生課長】： バスベイの確保と、そのバス停の周辺の滞留空間の確保につきましては、それぞれのビルで、今から計画される中でこういったものがとれないかを検討していただくために表記させていただいております。BRTの停車やバス停を想定しているかということ、今後の検討も含め、必要性があれば対応もしていくということかと考えております。

【委員】： いわゆるバスベイは、どういう意味ですか。バスカットやバスプールとの違いはあるのでしょうか。

【都心再生課長】： バスカットと同義と考えております。

【会長】： よろしいでしょうか。

【委員】： 続いて、その下のほうに許可方針（選択項目）の中で、必要に応じて壁面位置の制限等を定めて、道路斜線制限や隣地斜線制限の運用を図るということですが、これは、規制を強化するというのでしょうか。これまでの考え方的には、こういったまちづくりについては、特段斜線制限ではなく、天空率でよいという考え方があるのですが、街並について、斜めをふんだんに活用したまちづくりを進めるために、そのような許可方針を考えているということに理解してよいですか。

【都心再生課長】： これにつきましては、斜線制限等を緩和する方向で検討をしたいと考えているところでございます。

【委員】： 特許行政庁の許可により、本地区にふさわしい制限の運用を図るのは、いわゆる緩和するという意味なのですか。

【都心再生課長】： そうです。

【会長】： よろしいでしょうか。

【委員】： 幾つかお尋ねします。参考資料の9ページにありますますが、ここに、11番街



区を追加したのはなぜなのでしょう。

【都心再生課長】： これまでに地区整備計画が策定されていたのは天神1丁目南ブロックの9番街区、10番街区でございまして、今回は、それらに加えて同ブロックの11番街区にも地区整備計画を定めるということでございます。天神明治通り地区全体、青に着色している17haでは、25年9月に地区計画を策定していて、それをさらに具体化するために、今回、天神1丁目南ブロックの地区整備計画というのをこのような形で今審議していただいているのですが、天神1丁目南ブロックの地権者の方々から、具体的なまちづくりのルールについて合意をいただいたので、11番街区も含めて、新たに地区整備計画を策定したところでございます。

【委員】： 今回は11番だけにかかわる問題ではなく、9、10、11全体にかかわって変更があるということですか。

【都心再生課長】： はい、そうでございます。

【委員】： 参考資料の11ページですが、おおよそ天神地区の売り場面積でいうと、1㎡あたりどのくらいの売り上げがあるのかというのは、把握されていますか。

【都心再生課長】： 申し訳ありません。把握しておりません。

【委員】： ここの容積率の最高限度ですけれども、参考資料11ページの右上の件で、上のほうから、容積率の加算について、まちづくりの取り組み内容に応じて最大350%。主要な公共施設を整備する場合は150%との記載がありますが、この主要な公共施設というのは、地下通路だけのことですか。

【都心再生課長】： 主要な公共施設を整備する場合は150%に関しては、（仮称）因幡町通り地下通路のことでございます。

【委員】： そうすると、この左側の11番街区と10番街区の間に、この主要な公共施設という通路が入るのですが、個々の事業主体ということで、道路だけをつくるということではなくて、ビルを建てる人がつくるといことですね。それは、11番街区、10番街区の大きなビルを建てる場所がその容積率の緩和になると。具体的にはどうなるのでしょうか。そこの通りに面している、ビルが幾つ建つのかもよくわからないのですが、大きな11番街区全体にかかわるビルを建てる場所が容積率が緩和されるということですか。例えば、幾つかこれを分割するようなビルが建った場合は、どうなるのでしょうか。

【都心再生課長】： （仮称）因幡町通り地下通路については、10番街区と11番街区の沿道地権者4者で、整備・維持管理していくことでお約束されており、（仮

称) 因幡町通り地下通路の整備・維持管理される沿道地権者4者が、容積率の緩和を受けられるということでございます。

【委員】： 11番街区、10番街区において、その4者がビルを建てる場合、どちらのビルにも、この最大150%の緩和は受けられるということですか。

【都心再生課長】： はい、そうです。どちらのビルも容積率の緩和は受けられます。

【委員】： それにかかわるところが9番街区も行えば、そこも緩和されるという意味ですか。

【都心再生課長】： 9番ですか。

【委員】： この4者に特典としてかなり与えられるようですけれども、その4者が9番街区もということになれば、そこもということですか。この4者であればどこでもと受けられるということですか。

【都心再生課長】： (仮称) 因幡町通り地下通路につきましては、10番街区と11番街区の間、資料左下の青の破線で示している部分に整備されますので、9番街区は対象ではございません。

【委員】： もともとは現指定の容積率は800%ということで、特区の関係で高さも先ほどお話がありましたが、例えば、現指定の容積率800%で建てるとしたら、容積は何平米になるのでしょうか。

また、この最大に容積率緩和をすればどれだけの容積になるのか、教えてください。

【都心再生課長】： 申し訳ありません。今すぐ数字が出てこないの、計算させてもらってよろしいですか。

【委員】： この地下通路ですが、地下通路の土地所有者は福岡市ですか。

【都心再生課長】： 土地の所有者は市でございます。

【委員】： 福岡市の道路を活用してこういう公共施設、通路を民間が建てるということですか。要するに、そこで買い物などをされる方たちが自由に行き来できるようにするということですが、今後の市の土地との関係はどうなっていくのですか。利用料をお支払いいただくとか、どのような形で民間が活用されるのかについて教えてください。

【都心再生課長】： 基本的には、市の土地の地下に地下通路というのをつくっていた

だきますけれども、その維持管理については、今後また詳しく市と沿道地権者4者で協議をさせていただきながら、こういった形にするかというのは決めていきたいと考えております。

【委員】： まだ、全然方針はないということですか。公共施設ということで民間の自由な行き来できる通路を確保するということになるわけですが、この整備のための費用についてはどのようなになるのですか。

【都心再生課長】： 今年度、設計費については、国の補助と市の補助、それぞれ4分の1ずつ出して、民間さんに2分の1を出していただいております。こういったことを基本に考えていますけれども、これにつきましては、まだ整備のための設計についてでございますので、整備のための費用につきましては別のところで議論をしていきたいと考えているところでございます。

【委員】： 幾らぐらいかかるのですか。

【都心再生課長】： それについては、現在、実施設計を行っているところでございまして、設計の費用というのは4,300万円ほどでございますけれども、整備の費用については、今後またしっかり算出をしていくところでございます。

【委員】： 設計だけで4,300万円。その費用については、公的な形ではどのような補足になるのですか。

【都心再生課長】： 今回設計費に国4分の1、市4分の1を補助するというスキームを基本と考え、整備費についても同様のスキームを適用していきたいということを基本としております。

【委員】： 要するに、整備費用の2分の1については公が出す、国と市が出すということですか。そして、土地は市の土地ということになるのでしょうか。誰が所有するのですか。

【都心再生課長】： 所有については、沿道地権者4者が所有されます。

【委員】： 市の土地の上に、市と国が半分出して整備をして、所有は民間が所有するということですか。地下道というのは、一般的にはどのような形での所有になるのですか。

【都心再生課長】： 今の天神にある地下街についても、福岡地下街開発株式会社が所有していますし、きらめき通りも沿道地権者が所有しています。今回についても同様ということでございます。

【委員】： この考え方そのものが、市民の利便のためと言いますけれども、そこに11番街区、10番街区、9番街区もですが、その3つのエリアにそれぞれ民間ビルが建ち、その利便のために使われ、人が行き来するような形になる。もちろん市民を中心に行くのですが、ただ、そこでの利益というのは、全て民間が収入として得られ、そのために活用される通路になるということですね。

【都心再生課長】： 今回は地下街ではなくて地下通路でございまして、これは地下鉄天神駅と、さらに天神地下街とを新たに結ぶ新しいネットワークということでございますので、これについては十分に公共性があるものだという事で認識しております。

【委員】： 通路というのがどういうところであれ、いろいろなビルの地下などで人が行き来できるところは公共性があるのですから、そういうものではなくて、市の土地の下にこういう形で市の土地を提供して市、国の公共的なお金を出して、9、10、11の全体の開発のためにここの通路をつくり、そこに公的な資金が幾らかわかりませんが、2分の1、何十億という支出をされるということ。そして、ここの再開発に寄与するというものだという事に違いはないと思います。

先ほど質問した案件についてはどうですか。

【都心再生課長】： 申し訳ありません。もう少しお待ちください。

将来的に、今回のエリアの部分が約2万㎡ありまして、それが建蔽率80%で容積率800%だと、約13万㎡の床ができるというようなところでございます。

申し訳ありません。今の言い直させていただきます。

現況の延べ床面積が今現在、指定の容積率800%なのですけれども、それでいくと、床面積が約17万㎡あります。これが仮に1,400%を最大に使ったとすれば、約29万㎡という予定でございます。

【委員】： 13万㎡が29万㎡になると、そのように考えてよいのですか。

【都心再生課長】： 13万㎡ではなく、17万㎡でございます。

【委員】： 全体が売り場面積というわけではないでしょうけれども、利便のために、収益を得るために活用できる部分が、倍まではいなくてもかなり広がるということですね。そのために、大きな一つの助けになるのがこの通路だというふうに思いますけれども、こういうものに市民の税金を費やしてやるのではなくて、民間がきちんと市から借りて、民間自身がつくるということにすべきではないのですか。

【都心再生課長】： これまでも福岡市の都心部のまちづくりの中で、ビルの更新期などを捉えて、地下通路などの都市基盤かの整備をしてきたという経緯もあります。一方で、天神地区の特徴である地下ネットワークは、福岡市においても回遊などの意味では非常に重要だと思っていますので、（仮称）因幡町通り地下通路につきましても、地下ネットワークの一部として機能することは、公共性という観点から非常に重要なものと考えているところでございます。

【委員】： 民間の莫大な利益のため、ということがあると思います。

それと、参考の11のところの上の3つの枠組みの真ん中の敷地外というところで、因幡町の地下通路、その下にある明治通り等の歩道の高質化、因幡町通りの高質化、これは地下ではなくて上の部分のことですか。これはどういう意味ですか。要するに、道路の付け替えをするということですか。

【都心再生課長】： 因幡町通りの高質化といいますのは、セットバックもしていただきますが、地上の歩道や道路部分の高質化や照明や街路樹の設置など魅力ある空間づくりに取り組んでいただくというようなことでございます。

【委員】： これは全体を民間が行うということですか。市の歩道上の問題を全部民間が行うということですか。それに対しての公費はどのようになるのですか。

【都心再生課長】： 容積率を緩和させていただくことで民間事業者に整備していただくということでございます。

【委員】： 歩道全部について高質化をするということで、因幡町通りという市の歩道についても全部民間が出して、市、国の補助はなしできちんとするということですか。

【都心再生課長】： はい。そうしたことをしていただければ容積の緩和をするということでございます。

【委員】： 先ほどの10、11街区について、4者で整備が約束されているというのはどういう意味なのですか。4者というのはどこですか。

【都心再生課長】： 先ほど4者と申しましたのは、沿道地権者である西日本鉄道株式会社様と福岡地所株式会社様と九州リースサービス株式会社様と、あと株式会社因幡様です。その4者で覚書を結んでいらっしゃるというところでございます。

【委員】： それは天神明治通りの例の委員会の中で約束をしているということですか。覚書というのはどことの覚書、どういう約束なのですか。

【都心再生課長】： 覚書は先ほど申しました4者で結ばれているということでございます。

【委員】： 参考資料の14の13番と14番の出入口、これについては廃止をということで、先ほどの説明では、広場を位置づける施設が不要となるためということですが、施設を位置づけるということ、この出入口を確保するということはどういうことでしょうか。

【都心再生課長】： 参考資料の4ページをお願いします。

左側の都市基盤施設及び地区施設の整備方針の2の①の一番下の行の2行目から、ここに「バリアフリー化された地上・地下を結ぶ縦動線や広場の整備を誘導する」というところで、地下と地上を結ぶ上下の動線をしっかり確保する、整備するということが書かれておまして、これをもって地上と地下はしっかり結ばれるということでございます。

こういった地区計画の内容で約束がされますので、もともとありました13番と14番の都市計画施設としての位置づけをなくして、こちらの地区計画のほうで担保をするというところでございます。

【委員】： この13番、14番出入口の設置のときの市の交通局との関係は何もなかったのですか。設置に当たり補助などはありましたか。

【交通局技術課長】： 交通局です。13番、14番出入口につきましては、1号線を建設した当時、ビル側の敷地の中に取り込まれて造られております。現在、ビルに接続する出入口につきましては、基本的には接続するビル側で費用を全面的に出していただいております。手元に資料がございませんが、現在と同様、昔もビル側で敷地内の出入口については負担をいただいていると思われまます。

【委員】： 新設については、地下鉄への誘導がきちんとできる形で、全面的に民間がやるということですか。それについて、補助などの負担はないのですか。

【都心再生課長】： 13番、14番出入口についても、民間事業者に整備していただくことが基本でございます。

【会長】： よろしいですか。

【委員】： 基本だと。市のほうは全然出さないということですね。廃止に関しても新設についてもですか。

【都心再生課長】： はい、そうでございます。

【委員】： これまで一つ一つのところを聞きましたけれども、そのほかに、この全体計画の関係で道路の問題等、何らか市のほうに公共的などころでかかわり合いがある、このほかに補助や負担金など、そういうことはないですか。

【都心再生課長】： ないと考えています。

【委員】： この北別館との関係はどうなりますか。

【都心再生課長】： 北別館も、このルールにのっとって建て替えるときは建て替えるということでございます。

【委員】： 建て替えるときは。

【都心再生課長】： 建て替えるときはですね。

【委員】： 先ほどの10番、11番が4者でというのと、この北別館、その4者でという意味は、北別館も含んでの話ではないですよ。

それと、9、10、11番、これは要するに全体一体化したビルとなるのですか。それとも、それぞれ別々の所有者の関係でどうなるのか。それとさきほどの4者との関係はどうなるのですか。

【都心再生課長】： 先ほどの4者と北別館、市のほうとは何もかかわりはありません。契約の中ではそういったことはないということになります。それと、ビルが1個かということですが、それについては、それぞれの地権者の方で考えていかれますので、今地区計画の変更でまとめているのは、今後建て替えに当たっての具体的なまちづくりのルールを決めているところです。例えば、2mのセットバックとか広場をつくるとか、そういった地区計画に定められた決まりを守りながらビルを建て替えていくということでございます。ですので、今回の地区計画変更はビルの一体化だとか、そういったことが決まるものではないということです。地区内の地権者の方が建て替えられるときに、この地区計画のルールを守ってやるということでございます。

【委員】： もう1点。10番と11番と道路との関係と4者との関係がわかりにくいのですが、一帯ではなく、道路に張りついたところだけということですか。要するに150%の上乗せについてですが、この道路に張りついたところにビルを建てる場合というだけ。そのほかの10番、11番街区であっても一つ一つ違うところが建てていくということであれば、そこには150%の上乗せはないということですね。そして、その4者であっても、この道路横でなければ別に加算はないと、そのように考えていいのですか。

【都心再生課長】： 因幡町通りの沿道で建て替えられると想定される方が4者でい

らっしゃって、その方々が今回（仮称）因幡町通り地下通路建設のお約束をされて、先んじてそれをまずつくるということでございます。地下通路に関してはですね。

【委員】： 沿道の分だけだということですね。

【会長】： 沿道を離れたところでもあるかどうかという質問です。

【都心再生課長】： 沿道でございます。

【会長】： ブロック内であれば上乘せされ、離れたところであれば上乘せはないと。道路に接している区画だけがプラスされる。

【都心再生課長】： そうでございます。

【会長】： よろしいですか。

【委員】： はい。それと、出入り口の関係なのですが、これは今から廃止をしたらすぐ閉ざすという意味ですか。次に出入り口できるまでの間は、どうなりますか。

【都心再生課長】： 現在ある出入り口につきましては都市計画上廃止しますが、出入口は残ります。今後ビルの建て替え工事にかかって、どうしても影響が出たときには、何らかそこに使用の制限がかかるかもしれませんが、基本的には、それまでは出入口は供用されたままであって、さらに建て替えが終わった後には、そこに新しい出入り口が確保されているということでございます。

【委員】： ここに確保されるというのは、先ほどのまちかど広場の関係で、ここにということになっているということでしょうか。

【都心再生課長】： はい、そうでございます。

【会長】： よろしいですか。

【委員】： これについては、天神の大がかりな再開発に対し、民間がいろいろ行うことに引きずられ、市が公費を莫大に投資する。そして、費用が幾らになるかもまだわからない形で、こうやって先んじてどんどんと計画をしていくというこの問題について、私どもは賛同できないということです。

【会長】： ありがとうございます。ほかにどなたかご意見、ご質問はございませんでしょうか。



【委員】： 全くもって素人的感覚で、専門的知識もなく少しお聞きしたいのですが、市道天神3号線の下に地下道をつくられるということなのですから、何となくすぐそばにも渡辺通りの下に地下街があり、そのすぐ近くにつくられるのが何となくよくわからないというか、だったらもう少し離れたところにつくったほうがよいのではないですか。ここにつくらず渡辺通りの天神地下街使えばいいのではと、地下で縦に行く場合はそういうふうを考えたりするのですが、10号線の下につくらないのは技術的に何か難しいということなのですか。それとも人の流れの動線とかを考えると、やはり3号線の下につくったほうが合理的だということなのかを少しお聞きしたいです。

【都心再生課長】： 地下のネットワークが構築されることは利用者の方にとっても利便性が高まるということで、非常に重要なことだと思っております。ですので、民間さんの建て替えなどを捉まえながら、ネットワークの拡充をしていきたいと考えておりますので、今後ともそういう機会があれば、ネットワークの拡充を含めて検討をあわせてしていきたいなとは考えているところでございます。

【会長】： よろしいですか。

【委員】： 今のご説明では、この協議会の方々がこの下につくりたいというご意見だったということですか。

【都心再生課長】： この図面の追加する地区計画の左下の図面に少しと書いていますが、これは参考資料の11ページでございます。左下の地区計画の概要ということで、これは今お話しいただいているのが青の破線の部分の地下通路でございます。そこから先もですね、実は以前、天神地下街の下にある駐車場に入る車路という公共で整備したものが市役所前にあります。一部地上から見えるのですが、今回これも活用して、（仮称）因幡町通り地下通路から地下街に接続するような形で全体をネットワークさせられるということで、イムズのほうに行っているところを利用して整備しようと考えているわけでございますので、民間さんに（仮称）因幡町通り地下通路を整備していただくことによって、市も車路の部分の再整備は行いますけれども、官民連携をしながらネットワークの拡充につながるという観点で今回こういう形にしているところでございます。

【会長】： よろしいですか。どうぞ。

【委員】： 先ほど確認してお尋ねしましたが、市が公共をやるところがあるかと聞いたら、それはやるということなのですね。要するにこれの先を延ばしてイムズにという、歩行者の空間、通路を新たにすると、それは市が事業としてやるということなのですね。全部教えてくださいと先ほどお伺いしました

が、ほかにはないのですか。それも教えてください。

【都心再生課長】： 今回の地区計画のエリアの範囲ではないということでございまして、関連すると、車路の部分は、市が整備をするということでございます。

【委員】： 予算は幾らかかるのですか。

【都心再生課長】： これは道路下水道局が整備を予定してまして、地下1階部分には今ある車路を活用して駐輪場の整備をしようとしています。その地下2階が今回の通路とつながる部分で、その地下1階と地下2階を整備するのですが、おおよそ整備費が約5億円という予定でございます。

【委員】： 5億円というのは、歩行者通路と駐輪場と全部入れてということですか。

【都心再生課長】： はい、そうでございます。

【委員】： そして、これに関連して、ほかにはないのですか。

【都心再生課長】： ほかにないです。

【会長】： よろしいですか。どうぞ。

【委員】： 様々な緩和や規制については、特区をするからそこもなったということですか。また、天神地域の集客予測や現状の数字、市としての目標などがありますか。

【都心再生課長】： 特区ということで、昨年11月に航空法の高さ制限の特例承認というのをいただいていますので、これをきっかけに今こういう地区整備計画をつくっていただいているところでございます。

集客についてですが、具体的な数値というのは今手元にないので申し上げられないのですが、やはり都心部に人が集まるというのは福岡市の活力の源だと考えていますので、私どももこういった建て替えをしていくことに対して、官民連携して取り組んでいく必要があると認識しているものでございます。

【委員】： では、特に何倍という数字は持たれていないということですか。

【都市づくり推進部長】： 明治通り単独ではなく、国家戦略特区をとって、それを契機として天神交差点周辺で天神ビッグバンというプロジェクトを立ち上げております。その中では、天神交差点から半径500m内には古い中規模のビルが30棟ぐらいございまして、それを10年間で30棟、スピード感を持って建て

替えを促進したいと考えております。それらの建て替えを今日お示した容積率の緩和や様々な制度を使うことによって、延べ床面積が1.7倍、そこにふえる雇用者数が約2.4倍という予測もしていますので、そういう規制緩和も使いながら、もう少し広い範囲で天神というふうに捉えてまちづくりを進めていきたいと思っております。

【委員】： 観光などを含んであると思うのですが、先日の環境審議会においても、ごみがふえ処理が追いついていないと言われていましたので、そこについても計画も含めてしっかり整備していただければと思います。

それと、バリアフリーについて、市として具体的にどういうふうに整備していくのか、それとも民間にお任せするのか。市からの指導や最低の基準などはあるのでしょうか。

【都心再生課長】： バリアフリーに関しては、市としても取り組みの指針をしっかりと出していますし、官民で連携してやっていこうという姿勢で取り組んでいるところでございます。

【委員】： 特に、最近ではバリアフリーが進んではきているのですが、それに加えて何かさらにというのはありますか。例えば、お年寄りが疲れて、少し休みたいとか、お子さん連れで荷物がたくさんになって困るとか、様々な状況においてまだまだ足りていない部分があると思います。そういう部分はいかがでしょうか。

【都心再生課長】： 当然にぎわいと、あるいは憩いとか、そういった観点も非常に大事でございますので、そういったことにつきましても、これからも官民連携して取り組みを進めていきたいと考えているところでございます。

【委員】： ぜひ弱者というか、その観点をきちんと持っていただければと思います。

それと、防災の備蓄倉庫について、防災性の性能の向上と書かれていますけれども、これはおそらく、様々な災害時などに天神地域に人がふえるということもあり、緊急時の対応が必要かと思いますが、市全体の備蓄倉庫としての計画や今後の予定などを教えてください。

【都心再生課長】： 福岡市の防災計画というのがありまして、これの見直しの検討委員会というのがあるのですが、帰宅困難者などに対していろいろな検討を進めていたり、あるいは帰宅困難者の一次避難の確保を検討したりなど、市全体でも取り組んでいるところでございます。

【委員】： ここに書いてある備蓄倉庫というのは何か具体的にありますか。整備をしていくのですか。

【都市づくり推進部長】： 市全体の問題でもありますし、帰宅困難者対策として民間事業者にも協力していただくということで、災害時における施設等の提供協力における協定を結んだりして、あまり増えてはいないのですが、天神や博多駅でロビー的なところを提供協力していただくという取り組みをやっています。今回のまちづくりの要素の中にもそういう形を取り入れて、最終的には協定を結んでいただくようなことも考えて、建て替えのときに一般の帰宅困難者の方が立ち寄るような場所をビルの建て替えにあわせてつくっていただくことで、容積率のインセンティブを与えとか、そういうこともまちの分野でやっていきたいということでこういう計画の中に盛り込んでいるということでございます。

【会長】： 少し議論が長くなっておりますので、簡潔にお願いいたします。

【委員】： では、具体的にはまだないということですか。

【都市づくり推進部長】： 今、実際協定を結んでいるところは博多駅地区や大名地区などがありますが、まだまだ少ないので、このような施設等の提供協力をどんどんふやしていこうということでございます。

【委員】： ぜひ、具体的にそういうものがあるということをもっともっとオープンにし、促進していくということをお願いしたいと思います。ありがとうございました。

【委員】： この問題から少し外れるかもしれませんが、先ほどの【委員】の質問と同じようなことだと思いますが、この度の地下道を通すために、国や市の予算を使ってしているにもかかわらず、民間の収益になるということで、市の収益はどれくらい上がるのですか。

そして、たしか昨年、西鉄の新駅の折に、やはり同じように国や市の予算を使ったにもかかわらず、民間側が80%の収益を得て、市は10%ぐらいしかなかったと、たしかそう言われておりました。それはお聞きしたら、昭和40年代ぐらいの法律でそうなっているということで、旧態依然のままだと思います。全く改善されていないと思うのですが、その点について改善の方法などはあるのでしょうか。よろしくをお願いします。

【都市づくり推進部長】： 地下通路そのものに店舗などはございませんので、地下通路そのもので収益を得るというものではございません。天神地区の特徴というのが、航空法の高さ制限もございしますが、地下街を中心に、地下で行ける範囲というのが大体ドーム3つ分ぐらいの広さがございます。先ほどバリアフリーの話もありましたけれども、天神地下街ができる前に建ったビルが、今日の議題である建て替えの地区もそうですけれども、かなりございまして、やはり建て替えを促しながら、地下街とか地下鉄と同じようなレベルで地下

がつながっていくと、フラットになり車椅子の方も利用できる形になってくるし、単なるビルの中だけつながっていくだけでなく、やはり道路の下にしっかり幹線の地下通路をつくっていくということも大事でございます。こういうものというのは、いろいろ都心を訪れる市民の方、それから働く方含めて、すごく重要なインフラでございます。ですから、こういう建て替えの時期に合わせて、官民連携でしっかり役割分担しながら、行政だけでなく、民間だけでなく、つくっていくことが重要と考えておりますので、この地下通路については、そういう地下通路そのものが収益を得るものじゃないという、それをずっと民間で管理していただくという管理コストもかなりかかるものでございますので、その辺をご理解いただければなと思っております。

【会長】： よろしいですか。

【委員】： はい、わかりました。

【委員】： 13ページの参考資料ですが、室見駅と藤崎駅が室見1丁目、百道二丁目になっていますけど、これは駅の住所でしょうか。私は百道出身でして、我が百道校区は地下鉄の駅が2つあると、いろいろな本に書いてありました。駅の住所はどうやって決めているのですか。

【交通局技術課長】： 駅の住所というのは、駅を中心及び、駅の海側の住所を採用しております。このため室見駅と藤崎駅ですが、室見一丁目、百道二丁目ということで表現させていただいております。

【委員】： 藤崎駅だから藤崎何丁目ということではないのですか。

【交通局技術課長】： 藤崎駅の延長は約200mございます。駅に隣接している町名は百道と藤崎がございしますが、その駅の中心の地番を表現させて頂いております。

【委員】： 藤崎と百道の占める面積の大小は関係ないのですか。

【交通局技術課長】： 面積ではなく、駅を中心及び海側の番地が百道の地番となっていることをご理解お願いします。

【委員】： 百道校区に2つの地下鉄の駅があると言われていたことに、疑問を持っていたものですから。

【会長】： ありがとうございます。

いろいろ議論が続きまして、議案第2号、議案第3号の意味、皆さんにはよく理解いただいたかなと思いますが、いろいろご意見、ご異議のある方も

いらっしゃるようでございますので、採決ということにしたいと思います。  
つきましては、議案第2号、議案第3号を一括してということと考えていた  
と思いますが、いかがでございましょうか。

(異議なし)

【会長】： それでは、議案第2号、議案第3号を一括して採決したいと思います。  
申しわけございません。傍聴者の方、一旦退室をお願いしたいと思います。

(傍聴者退室)

【会長】： それでは、議案第2号「福岡都市計画地区計画の変更（福岡市決定）」、  
議案第3号「福岡都市計画都市高速鉄道の変更（福岡市決定）」につしまし  
て、賛成という方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

【会長】： 賛成多数でございますので、議案第2号、第3号につきましては原案どお  
り決定ということにしたいと思います。  
それでは、傍聴者の方のご入室をお願いします。

(傍聴者入室)

【会長】： 傍聴者の方にお知らせをいたします。  
議案第2号「福岡都市計画地区計画の変更（福岡市決定）」、議案第3号  
「福岡都市計画都市高速鉄道の変更（福岡市決定）」につきましては、採決  
の結果、原案どおりということに決定いたしました。お知らせをいたします。  
最後に、議案第4号「福岡都市計画公園の変更（福岡市決定）」について、  
事務局からのご説明をお願いいたします。

(諮問事項の説明)

【みどり政策課長】： 議案第4号「福岡都市計画公園の変更（福岡市決定）」、浜男  
東公園の都市計画公園の変更でございます。みどり政策課より説明させてい  
ただきます。

議案資料16ページをお願いいたします。

浜男東公園の位置でございますが、赤丸で示したとおり、福岡市の中心市  
街地である天神から北東へ約8.6km、JR香椎駅から東へ約0.6kmに位置する  
街区公園でございます。

17ページに計画図を添付しておりますが、説明は議案参考資料にて説明さ  
せていただきます。

参考資料15ページをお願いいたします。

今回の変更は、公園名称を「浜男東公園」から「香椎芹田公園」へと変更するもの及び公園面積を0.01ha増加するもので、上段のほうに公園の種別、名称、位置、面積を記載しております。

変更理由といたしましては、都市施設として公園を適正に配置し、より良好な整備を図るため、本案のとおり変更することとしております。

都市計画公園は、全市で1198.10haとなりますが、箇所数の変更はございません。

参考資料16ページをお願いいたします。

新旧対照図でございます。現在の青枠で囲った公園区域を赤枠で囲った区域へ変更するものでございます。

詳細な内容につきましては、参考資料17ページにて説明いたしますので、お願いいたします。

まず、変更理由でございますが、本公園は昭和50年に都市計画決定され、設置後約40年が経過し、老朽化が進んでいることに加え、南北に長い形状をしており、有効活用ができないなどの課題を有しております。

このたび、一般国道3号博多バイパス事業に合わせて公園再整備を行うものとし、再整備に当たっては隣接地に公園用地を確保し、形状の改善による公園機能の向上を図るものであります。

なお、名称につきましては平成3年より香椎芹田公園の名称で都市公園として供用しており、都市計画公園の名称につきましても都市公園と同様の名称とするものであります。

関連事業であります博多バイパス事業は、右の位置図にありますとおり、博多区二又瀬から東区下原に至る7.7kmのバイパス整備を目的としており、現在までに4.4kmが供用されております。

次に、都市計画案の概要でございますが、種別、名称、位置、面積は記載のとおりでございます。

平面図をごらんください。

現在の浜男東公園の区域は、青枠で囲った区域でございます。現在の青枠で囲った公園区域を博多バイパス事業に合わせて赤枠で囲った公園区域へ変更するものでございます。

公園再整備の計画平面図も参考までにご参照ください。

最後に、今後のスケジュールでございますが、本日の審議会でご承認いただけましたら、9月に変更の告示を行った後、国土交通省により追加の用地取得を行い、地元のご意見を伺いながら実施設計を進め、平成28年度に公園整備を行う予定でございます。

続きまして、都市計画案の縦覧結果につきましてご報告させていただきます。

都市計画法第17条第1項に基づき、7月2日から7月16日まで都市計画案の縦覧を行いましたところ、縦覧者は3名、意見書の提出はございませんでした。

以上で議案第4号「福岡都市計画公園の変更（福岡市決定）」につきまし

てご説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【会長】： ありがとうございます。

ただいまの事務局のご説明につきまして、ご質問、ご意見はございますか。

【委員】： 別に反対ではないのですが、1点少し確認させてください。

整備後40年が経過されており、整備後に芹田公園という名称で供用されていたということで、この名前の件についてですが、40年も経過しこの名前をここで変更するのはなぜですか。こういう形で実際供用されている公園において、もう何十年経過しても名前が違うというものがまだあるのですか。そして、なぜ、先ほどの鉄道の関係のように、何か変更するとき以前の分のここも変更だけですかということ変更してきているのですが、公園の場合は、そこに気をつけていないということなのか、少し気になりましたので。

【会長】： 事務局、何かございますか。

【みどり政策課長】： 今回の経過をご説明させていただきますと、香椎芹田公園と名称変更があったのは、平成3年ということになっております。昭和50年に開園してからしばらくの間は前の浜男東公園ということで地域の方は親しんでおられました。その後、住居表示等の変更があった際に香椎芹田公園に名称変更し、以降は、香椎芹田公園ということでなじまれておりますので、この都市計画公園の名称につきましても、この機会に変更させていただいたという経緯でございます。

【会長】： よろしいですか。

【委員】： 先ほどの防災の件もそうなのですが、中身の整備に関して、おそらく管轄が変わってくると思います。地域の方々の声をどういうふうに拾っていくのか、また、防災の観点を十分にここに、機能を活かしていただけたらと思いますので、拾い方とつくられていくところを少し説明していただければと思います。

【みどり政策課長】： 先ほどの参考資料のところに今後のスケジュールを示しておりますけれども、今回の再整備につきましては、バイパス事業の関連事業として実施していきます。基本的には国交省のほうで進めてまいりますけれども、これまでもこういった計画の変更につきましては、地域のご意見を伺いながら区域変更の話もご了解いただいているところでございますし、今後、実施します設計協議につきましても、基本的には国のほうで地域住民の方々とご意見を交わしながら整備を進めていくということ考えております。

また、委員がおっしゃられました防災機能等につきましても、地域がいか



にこの公園を防災施設、防災機能向上のために役立たせるかについては、そういった計画設計の際と一緒に検討していただければというふうに考えております。

【会長】： よろしいですか。ありがとうございました。  
ほかにご意見がないようでしたら、この件は原案のとおりということにしてはいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

【会長】： それでは、議案第4号「福岡都市計画公園の変更（福岡市決定）」につきましては原案どおり承認ということにいたします。  
以上で本日の審議会は終了でございます。  
本日は事務局から何か連絡事項があると聞いておりますが、これより先の進行は事務局のほうでよろしくをお願いします。

【都市計画課長】： 本日は活発なご審議をいただきまして、大変ありがとうございました。  
次回の平成27年度第2回福岡市都市計画審議会の開催時期でございますが、平成28年2月上旬を予定しております。  
それでは、これをもちまして本日の審議会は終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

(閉会 午後3時41分)